

## 遺言書

遺言者 幽齋 玄旨 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

一、遺言者が所有する左記のものは、禁裏（天皇）様に遺贈（進上）する。  
二十一代集櫛子

二、遺言者が所有する左記のものは、八条宮智仁親王様に遺贈（進上）する。  
古今相伝箱、文箱古今証明状並歌一首及び源氏物語抄櫛子岷江入楚

三、遺言者が所有する左記のものは、烏丸弁（光広）殿に遺贈する。  
草紙箱 十二帖

四、遺言者が所有する左記のものは、京都諸事奉行 徳善院（前田玄以）殿に遺贈する。  
六家集箱 十八帖

### 付言事項

去る二十七日のご指紙、今日二日披見せしめ候。世上の事あまり慮らずとも存せず候。今更、申す段も事旧く候へども、信長御代、太閤様御代、似合いの忠節をいたし近年に至りて御感じ候事、己に秀頼様に対し奉り何を以て疎略に致すべく候や。

このたび、越中（長男忠興）関東の出陣の段、内府（徳川家康）世間の為御後見候条、是れ又奉公に罷り成る処、安外の

体に候。一兩日己前、八条殿より御使い即ち徳善院、案内者相添へ下り候刻、相伝の箱、証明状等々遺言状のとおり  
進上（遺贈）し候。

これをもつて、三光院（三条西実隆）当流相承の説の事、面受口決等を残さず、謹んで八条の宮に授け奉り訖ぬ。  
いにしへも今もかはらぬ世の中に 心の種を残す言の葉  
これにて思い残すことなく満足に候。この遺言を皆様にお目に懸けられ候。お名残多く候。

慶長五年七月二十九日

京都府舞鶴市字南田辺十五番二十二

幽 齋 玄 旨 印

※ 引用に用いた文献

幽齋玄旨（佐藤雅美）岩波書店

細川幽齋の経営学（童門冬二）PHP文庫

細川幽齋（春名徹）PHP文庫